

益子町立図書館（仮）整備基本・実施設計 業務プロポーザルに係る質問への回答

No.	資料名、該当ページ等	内容	回答
Q1	実施要領 p 8の19 (1) 審査基準3 (1)	第一次審査において、企画提案書の内容も評価点に含まれるか。 それが難しい場合、実績のみを先に審査し、5者を選定することが可能か。	第一次審査において、企画提案書の様式6、様式7-1～7-4は評価しません。 選定方法は実施要領に記載のとおりとなります。
Q2	実施要領 p 5の14	質疑の回答について、参加資格やスケジュール、審査方法など、プロポーザルの参加の可否に関わる部分の回答を早めることは可能か。	質問への回答はスケジュールに記載のとおりです。
Q3	実施要領 p 4の10 (2)	他参加者との協力事務所の重複は可能か	協力事務所の重複は不可となります。
Q4	実施要領 p 6の15 (2)	業務実績について、国土交通省告示第15号別添二に分類されるものは類似業務として認められることは可能か。	業務実績については、実施要領 p 6に記載のとおりとなります。
Q5	関係書類等	平面図について、DWG形式またはDXF形式のデータをアップロードしてほしい。	DXF形式のデータを提供します。
Q6	実施要領 p 6	業務実績は前職における担当実績も記載可能か。	前職における実績も記載可能です。
Q7	関係書類等	町民センター付近平面図をPDF、DXF形式で提供してほしい。	DXF形式のデータを提供します。
Q8	関係書類等	町民センターおよび総合体育館の現況の平面図・断面図をPDF、DXF形式で提供してほしい。	町民会館・中央公民館の図面のPDF形式のデータを提供します。 総合体育館は今回の改修業務の範囲に含まれませんので、データの提供はいたしません。
Q9	提案条件	駐車場の必要台数等が想定されていないが、駐車場の提案は今回の評価項目に含まれていないと考えてよろしいか。	駐車場の台数については、基本設計において決定しますので、具体的な台数に関する提案ではなく、利用者の利便性を考慮した駐車場の配置や車両の動線等に関するご提案をお願いいたします。 提案については、駐車場も含めた図書館整備にすることすべてをご提案ください。
Q10	実施要領 p 4	他の提案者と協力事務所の重複は認められないということか。 通常、協力事務所の重複は認められることが多いが、認めないのはどういう理由か。	協力事務所の重複は認めません。 実施要領自体に関する質問は受け付けておりません。
Q11	実施要領 p 2	既存施設との一体的な活用が課題の一つになるが、検討に必要と思われる既存建物の図面類（平面図等）の提供は可能か。	町民会館・中央公民館の図面のPDF形式のデータを提供します。
Q12	実施要領 p 2	南側駐車場を図書館用地とする旨、既存施設と一体活用する旨の記載があるが、図書館関係機能の既存施設への接続や延伸など、南側駐車場用地以外にわたり活用提案して良いか。	既存施設との接続、延伸を含めた提案をいただきたく存じます。また、南側駐車場用地以外にわたる既存施設の活用案を拒むものではありません。
Q13	実施要領 p 2	中央公民館隣地の南側駐車場を図書館用地とすることで、建設後の駐車場位置や台数など想定があればご教示ください。	駐車場位置や台数についての具体的な案は、基本設計において決定しますので、現時点で具体的想定はございません。 ご提案の際の参考までに、令和4年度における益子町民会館・中央公民館利用状況は36,373人です。現状の利用状況と、複合施設の利用者を加味したご提案をお願いします。

Q14	実施要領 p 2	駐車場を図書館用地とすることで、既存のメインアプローチから図書館立地が奥まるので敷地内へのアプローチを別途提案しても良いか。	様々な提案をお待ちしております。
Q15	実施要領 p 6	業務実績書（様式5-4）は設計JVの場合、すべての構成企業の実績を含むと理解して良いか。	ご認識の通りです。
Q16	実施要領 p 8	審査委員の構成を具体的にご教示ください。	プロポーザル審査委員は現段階においては非公開となります。
Q17	実施要領 p 8	5月22日までに企画提案書すべてを提出するが、一次審査では、記載のとおり「事務所の実績」「配置予定者の実績」「見積金額」だけの審査であり、提出した企画提案内容については審査対象外と理解してよいか。 一次審査を通過した二次審査対象者のみが企画提案内容を評価、審査されるということか。	ご認識の通りです。
Q18	関係書類等	既存の益子町中央公民館・益子町民会館の部屋割り等のわかる基本図面（各階平面図、立面図、断面図）等を提供してほしい。	町民会館・中央公民館の図面のPDF形式のデータを提供します。
Q19	関係書類等	新築部分である【中央公民館隣地のお南側駐車場部分】とは、ご提供いただいている【益子町町民センター駐車場付近平面図】に記載のある【益子町民会館駐車場】部分で間違いはないか。	ご認識の通りです。
Q20	関係書類等	企画提案書の様式6及び様式7-1～7-4については、それぞれA3 1枚にまとめるということでしょうか。もし2枚以上になっても良いのであれば枚数の上限を教えてください。	様式6および様式7-1～7-4は、それぞれA3規格で1枚でまとめてください。
Q21	駐車場について	本計画で町民センターの駐車場の一部に図書館棟を新築する計画のようだが、新築後の駐車台数の確保について、計画、要望等があれば教えてください。	Q13をご参照ください。
Q22	関係書類等	図書館新設可能エリアおよび計画地の敷地境界線を示してほしい	敷地境界については、PDFデータをアップロードいたしますので、ホームページをご確認ください。
Q23	実施要領 p 8の19 企画提案の審査	「説明に際して会場にホワイトボードを用意するので、その場において説明に図解を加えることを認めます」とあるが、どのような意味か。企画提案書をプロジェクター等で投影することも可能と考えてよいか。 また、企画提案書の内容を拡大し、構成したパワーポイントにて投影することも可能と考えてよいか。	第二次審査においては、スクリーン、プロジェクターを用意するので、企画提案書の内容をパワーポイントにより投影していただいて結構です。 ホワイトボードは、ヒアリングの際などに必要に応じて使用することができるということを意味しています。
Q24	関係書類等	中央公民館の図面（配置図、平面図、断面図、立面図、構造図ほか）ご提示いただきたい。また、CADデータがあれば提供していただきたい。	図面はPDFでのみ提供します。
Q25	実施要領 p 2 6.2 既存施設改修部分	中央公民館の確認申請の副本についてご提示願う。（防火区画図等法チェック図をご提示いただきたい）	確認申請関係書類につきましては、中央公民館の窓口閲覧でのみご対応いたします。

Q26	実施要領 p 2 6.2 既存施設改修部分	中央公民館の検査済証の有無をご教示いただきたい	検査済証の交付は受けております。
Q27	実施要領 p 2 6.1 新設部分 図書館基本計画 p 20 施設構成	延床面積について 基本計画にて、延床面積約2300㎡を想定（図書スペース1500㎡を想定）とあり、実施要領にて、新設部1500㎡と記載がある。基本計画に記載の2300㎡は新設部1500㎡程度+中央公民館改修部分800㎡程度と理解してよいか。	ご認識の通りです。
Q28	駐車場について	「図書館基本計画」に、駐車場について、基本設計時に必要台数を調整すると書いているが、現時点で考える必要台数を示していただきたい。	Q13をご参照ください。
Q29	関係書類等	既存の益子町中央公民館および町民会館の図面を提供していただきたい。	町民会館・中央公民館の図面のPDF形式のデータを提供します。
Q30	記念碑について	中央公民館南側駐車場にある記念碑を移設することは可能か	記念碑は移設可能です。
Q31	益子町図書館基本計画 p 20 施設構成について	延床面積は2300㎡を想定（図書スペースは1500㎡を想定）とあるが、今回計画では、表中の各スペースを含めて1500㎡程度の図書館の新設と800㎡程度の既存改修の提案をすると考えてよろしいか	ご認識の通りです。
Q32	実施要領 p 2の6	新設する図書館の敷地が現場駐車場の範囲ということだが、人や車の入り口や出口なども自由に計画可能なのか。また、現在配置されている駐車場と町民センターの間のスロープなども設計変更可能か。	人、車の出入口やスロープの設置も自由にご提案ください。
Q33	実施要領 p 2の6	図書館機能を付与するための具体的な要望はあるか。例えば諸室の面積配分、配置したい本の分類、町民センターの図書室の本を移設したい等将来的な展望などあればご教示いただきたい。	諸室の面積配分や書架の構成は未定ですが、既存建物との一体性の実現を図る施設を目指しています。
Q34	実施要領 p 2の6	図書館を新設する現在駐車場である敷地に、引き続き駐車場の計画も必要になるか。その場合、何台程度見込めば良いかお伺いしたい。	Q13をご参照ください。
Q35	実施要領 p 2の6.2	改修施設において、施設全体のLED化と延焼ライン内の防火設備化以外の建築工事を行う提案をすることは可能か。模様替えの範囲であれば可能などもあれば、ご検討いただきたい。また、既存施設についても図面データ（PDF,DXF等）を共有いただきたい。	LED化については必須の改修となりますが、その他の改修については、大規模の修繕・模様替に当たらない範囲であればご提案いただくことに支障はありません。 町民会館・中央公民館の図面のPDF形式のデータを提供します。
Q36	町民センター付近平面図	念のためこちらの平面図内にも正確な建築可能範囲を図示することは可能か	Q22をご参照ください。
Q37	実施要領 p 2	新築部分の敷地面積は南側駐車場部分のみと考えて良いか。敷地面積と敷地境界を提示してほしい。	町民センターの敷地面積は約21,113㎡であり、その一部を図書館の用地にあてます。既存建物（町民会館・中央公民館）の隣地、南側駐車場部分にかけてを図書館の用地として整備を予定しております。敷地境界については、Q22をご参照ください。

Q38	実施要領 p 2	既存施設の改修は本プロポーザルに含まれるか。含まれるなら、既存施設の内部図面を提供してほしい。	既存施設の図面を提供します。ホームページをご確認ください。
Q39	実施要領 p 2	必要諸室は、益子町図書館基本計画における施設構成と考えてよいか。また各室（スペース）の必要面積、定員はあるか。	必要諸室は基本計画に記載のとおりです。各室（スペース）の必要面積、定員は定めておりません。
Q40	審査基準 p 3	評価基準に「駐車場の配置」とあるが、必要台数はあるか。配置に制限はあるか。（新設部分のエリアのみなど）また、対象は図書館利用者と考えてよいか。	駐車台数や利用に関する具体的な想定や配置の制限はありませんが、利用者の利便性を加味したご提案をお願いします。また駐車場に関する提案については、Q9、Q13、Q32もご参照ください。
Q41	その他	既存公民館の年間利用者数などの利用状況を教えてください	令和4年度における益子町民会館・中央公民館利用状況は36,373人です。 出典『令和5年度わが町の教育』益子町教育委員会
Q42	その他	既存公民館の搬入経路を教えてください	施設の西側に通る国道121号線より、町道147号線に接続しますので、そこから既存建物の正面玄関にアクセスが可能です。
Q43	関係書類等	正確な敷地境界線のわかるCADデータを教えてください	Q22をご参照ください。
Q44	その他	以前の基本構想では既存公民館を増築する計画だったが、現在は別棟を新築する構想となっている。変更となった理由を教えてください。	ホームページに公開しているこれまでの経緯をご参照ください。
Q45	実施要領 p 7	18 企画提案書の内容について (2) ウ 「具体的な設計図、模型、透視図等」についてより具体的な指針があれば教えてください。	国土交通省による「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」平成27年11月（令和5年3月一部改訂）および「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日付け事務連絡）を準用します。
Q46	実施要領 p 2	6.2既存改修部分「模様替箇所 図書館、エントランス、資料展示室※模様替え箇所についても同様に、提案によってある程度自由度があると考えると良いか。	ご認識の通りです。
Q47	実施要項 p 8	19 企画提案の審査 一次審査、二次審査の審査内容（評点の内訳）は結果通知の際に開示されるか。	審査内容・評点を個別には開示しません。
Q48	関係書類等	既存改修部分の内部の平面図や断面図等の資料があれば、検討材料の一部として提供してほしい。	町民会館・中央公民館の図面のPDF形式のデータを提供します。
Q49	その他	既存の町民会館、体育館、グラウンド等の建設当時の計画概要、計画思想がわかるような資料があれば、検討材料として提供してほしい。	町民センターの建設当時の資料は提供できません。